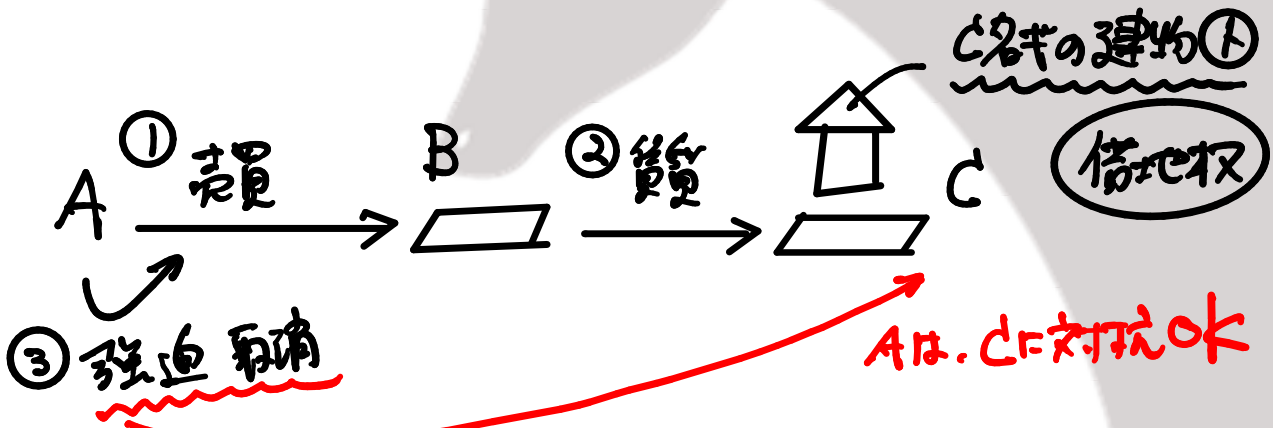


強迫 宅建 H03-02-1 <<#866>>

【問】正誤をつけよ。

Aがその所有地をBに譲渡し、移転登記を完了した後、Cが、Bからその土地を賃借して、建物を建て、保存登記を完了した。その後、AがBの強迫を理由としてAB間の売買契約を取り消し、Cに対して土地の明渡し及び建物の収去を請求した。Cは、借地権に基づき、Aの請求を拒むことができる。



【答え】誤り

<<ポイント>> 詐欺又は強迫 【★入門】

1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

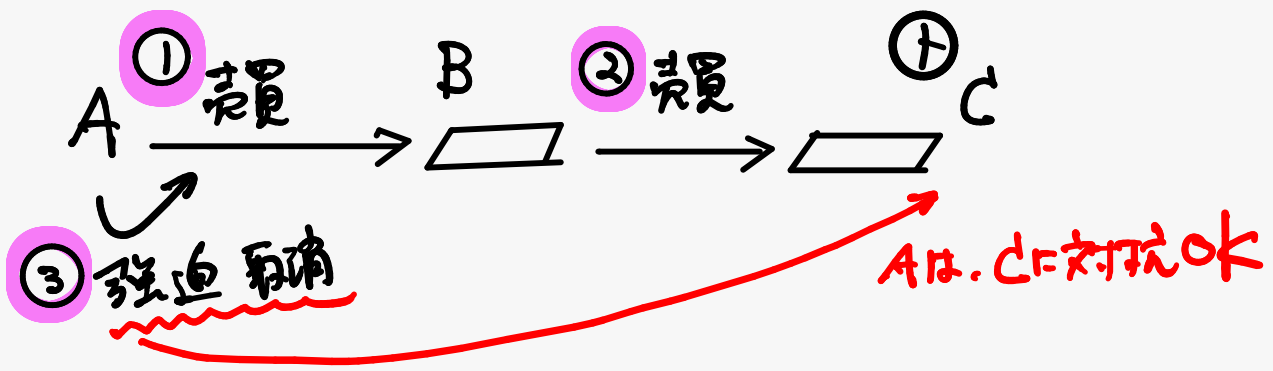
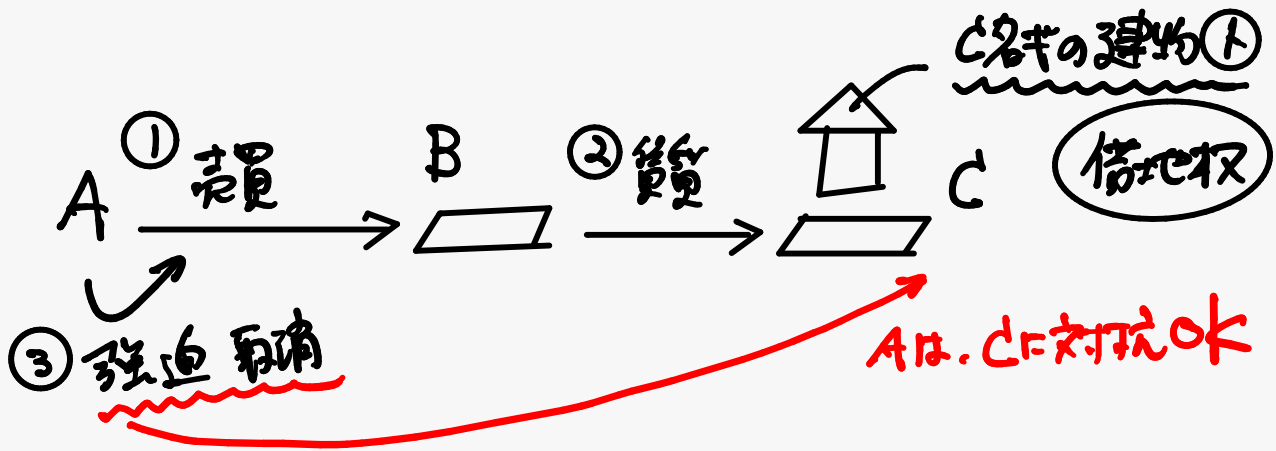
3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。(民法96条)

取消前

⇒ 強迫の場合、取消前の善意・無過失の第三者にも対抗することができる

《まとめ》 詐欺・強迫 取消前の善意無過失の第三者との関係

詐欺	取消前の善意無過失の第三者に対抗することができない
強迫	取消前の善意無過失の第三者にも対抗することができる



- ★ 取消前の三者
- ① AB
  - ② BC
  - ③ 取消